

「京都ならではのSTEAM教育充実に向けた調査研究」に係る
「報告書」作成支援業務 受託候補者募集要項

1 委託業務の内容

(1) 件名

「京都ならではのSTEAM教育充実に向けた調査研究」に係る「報告書」作成支援業務

(2) 委託内容

仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 契約金額の上限

10,900,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

(5) 支払手続

仕様書のとおり

2 参加資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。あるいは、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項の各号に掲げる資格を有する者であること。

〔参考〕京都市競争入札等取扱要綱

(競争入札の参加者の資格)

第2条 競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を有するものでなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 引き続き1年以上当該営業を営んでいること。
- (3) 次に掲げるものを滞納していないこと。
- ア 所得税又は法人税
- イ 消費税
- ウ 本市の市民税及び固定資産税
- エ 本市の水道料金及び下水道使用料
- (4) (略)
- (5) 前号に定めるもののほか、法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(2) 参加の申込の日から契約の締結の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこと。

(3) 本事業の趣旨を十分理解したうえで委託業務を実施できること。

(4) 本委託業務を実施するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

(5) 過去10年以内に、類似業務の実績を有する者であること。なお、類似業務とは、次のいずれかの業務とする。

ア 科学館・博物館等（指定施設（旧博物館相当施設）、その他の施設（旧博物館類似施設）を含む、以下同じ）に関する基本構想・基本計画策定に関する業務

イ 科学館・博物館等に関する基本設計・実施設計策定、調査、計画検討に関する業務

(6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦し支持し又は反対する目的の団体でないこと。

(7) 代表者が成年被後見人、被保佐人又は会社更生法、民事再生法等による手続を行っている法人等でないこと。

(8) 共同事業による参加の申込にあつては、以下の資格要件を全て満たすこと。

ア 共同事業体の全ての構成員は、上記（1）～（6）の要件を満たすこと。

イ 共同事業体の代表者は、共同事業体の構成員の中から選定することとし、本市の窓口となるとともに、共同事業体の正確な意思伝達を行うこと。

ウ 共同事業体の所在地は、共同事業体の代表者の所在地であること。

エ 共同事業体の全ての構成員は、別の参加者又は別の共同事業体の構成員として、本プロポーザルに参加していないこと。

3 提出書類

(1) プロポーザル参加表明書（第1号様式） 1部

(2) 直近の決算書 1部

(3) 会社概要（第2号様式） 5部

「類似の業務実績」については、過去10年間において、本業務に類似する業務又は企画提案に関連した類似業務の実績1件について記載するとともに、概要がわかる資料（契約書、報告書、新聞記事等）を添付すること。

(4) 企画提案書（任意様式） 5部

仕様書の内容を十分理解したうえで、本業務に対する実施方針、業務フロー、業務実施体制、業務工程計画、「報告書」のまとめ方等を具体的に記載すること。特に仕様書内5（1）・（2）に関しては、協議テーマやスケジュール、運営体制等、より具体的に提案すること。用紙はA4サイズ（ただし、A3判の要旨をA4サイズに折り込むことは可）10枚以内とし、様式は任意とする。

なお、企画書には社名を入れないこと。

(5) 見積書（任意様式） 5部（原本1部及び複写4部）

見積金額の積算内訳を必ず記載すること。

(6) 共同事業体の協定書（任意様式） 5部 ※該当する場合のみ

共同事業の場合は、代表者名と構成員名を記載すること。

(7) 参加資格を証明する書類 各1部 ※京都市競争入札参加有資格者でない場合のみ

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合は、（1）～（6）に加え、以下の書類を提出すること。なお、調査同意書（水道料金・下水道料金）については、本市内に事業所等を有さない者は提出不要とする。

・登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は登記簿謄本）

※申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）

- ・印鑑証明書
 - ※申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）
- ・納税証明書「その3の3」（国税及び地方税）
 - ※申請日前3箇月以内に発行のもの（原本）
- ・調査同意書（水道料金・下水道使用料）（第3号様式）
- ・使用印鑑届（第4号様式）
- ・誓約書（第5様式）

4 申込手続等

(1) 提出期限

ア プロポーザル参加表明書 令和7年4月8日（火）

※持参の場合は午前9時から午後5時まで（木曜日、土・日・祝日除く）

※提出期限を過ぎた場合は、いかなる理由があっても受け付けない。

イ その他の書類 令和7年4月16日（水）

(2) 提出方法

郵送又は持参により「10 受付・問合わせ先」に提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず簡易書留で発送すること。

5 質問事項の受付

本件募集内容に関する質疑及び回答は、次のとおりとする。なお、評価基準に関する質問事項や、受付期限経過後の質問事項には回答しない。

(1) 質疑の資格

本要項中「2 参加資格」を満たす者とする。

(2) 質疑の方法

質問書（任意様式）により、「10 受付・問合せ先」に電子メールで送付すること（ただし、メール件名に「報告書作成支援業務に係る質問事項」と明記すること）。なお、電子メール以外の方法での質問事項には回答しない。

(3) 質問の受付期限

令和7年4月2日（水）

(4) 回答方法

質問者に関する情報は伏せ、京都市青少年科学センターHPに回答を掲載する（令和7年4月4日（金）予定）。なお、回答は本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

6 受託候補者の選定方法

(1) 一次審査

科学センターにおいて、提出書類により、応募資格の有無について確認する。また、応募者が6者以上の場合は、別紙に定める評価基準に基づき、科学センターにより予備審査を行い、上位5者を選定する。一次審査通過者に二次審査日時を通知する。

(2) 二次審査

一次審査通過者に、提出書類及び面接による二次審査を行う。実施時刻等の詳細については、電話又は電子メールで連絡する。

ア 実施日時（予定） 令和7年4月23日（水）（1者につき30分以内）

イ 場所（予定） 京都市青少年科学センター

(3) 選定方法

提出書類及び面接内容について、別紙に定める評価基準に基づき、審査・採点し、その平均点を当該プロポーザル参加者の点数とし、6割以上の評価を得た参加者の中から最も評価の高い1者を委託候補者として選定する。

また、参加者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査・選定を行う。

(4) 審査結果の公表

審査結果については、令和7年4月28日（月）頃に、書面によって通知するとともに、選定した受託候補者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報とともに京都市青少年科学センターHPに公表する。

7 契約の締結

受託候補者に選定された者と契約金額の上限の範囲内で協議の上、契約する。万一、契約の協議が調わない場合は、次点の者と契約に関する協議を行う。

8 スケジュール（予定）

- 3月26日（水） プロポーザル募集開始
- 4月 2日（水） 質問の受付期限（回答：4月4日（金））
- 4月 8日（火） プロポーザル参加申込書提出締切
- 4月16日（水） その他提出書類提出締切
- 4月23日（水） 提出書類及び面接による審査
- 4月28日（月）頃 審査結果の公表（受託候補者の決定）

9 留意事項

(1) 失格となる参加表明書及び企画提案書

参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は別途通知する。

- ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
- イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの
- ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- エ 虚偽の内容が記載されているもの

(2) その他

- ア 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とすること。
- イ 提出された企画提案書、見積書等は、提案者に返却しない。また、差替え及び再提出には応じない。
- ウ 審査の経過及び審査結果等に関する問合せには一切応じない。

- エ 提出書類は、公文書公開請求があった場合、公開することがある。
- オ 業務の円滑な遂行のため、京都市からの求めがあった場合は、受託事業者は、業務の進捗状況を報告すること。
- カ 本委託業務において第三者の著作物を使用する場合は、受託事業者が責任を持って対応すること。
- キ 本委託業務で生じた著作権等の知的財産は、全て京都市に帰属するものとする。
- ク 受託事業者は、業務で知りえた情報及び業務に係る内容を第三者に漏らしたり、その他の目的に転用してはならない。
- ケ 各業務における詳細や、本仕様書に記載のない事項、また仕様書に疑義が生じた場合は京都市の指示に従うこと。

10 受付・問合せ先

京都市青少年科学センター（担当：延藤^{のぶとうともこ}朋子）

〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13

電話：075-642-1601

Email：science_c@edu.city.kyoto.jp